

# 定 款

平成 3 年 9 月 1 2 日 認 可  
平成 5 年 9 月 1 日 一 部 変 更 認 可  
平成 1 1 年 3 月 3 1 日 一 部 変 更 認 可  
平成 1 5 年 4 月 1 0 日 一 部 変 更 認 可

社 団 法 人 コ ン プ ュ ー タ ソ フ ト ウ ェ ア 著 作 権 協 会

## 第 1 章 総 則

### ( 名 称 )

第 1 条 この法人は、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会という。

### ( 事 務 所 )

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区大塚 5 丁目 4 0 番 1 8 号に置く。

### ( 支 部 )

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

### ( 目 的 )

第 4 条 この法人はコンピュータプログラム並びにシステム設計書、フローチャート及びプログラム説明書等プログラムの利用に係る著作物（以下コンピュータソフトウェアという）の著作権者の権利を保護すると共に、著作権思想の普及活動を行い、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

### ( 事 業 )

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 コンピュータソフトウェアの著作権に関する講習会の開催等の普及事業
- 二 コンピュータソフトウェアの著作権保護のために必要な調査・研究及び資料の収集・情報提供事業
- 三 コンピュータソフトウェアの著作権思想の普及のために必要な調査・研究及び助成事業
- 四 コンピュータソフトウェアの著作権に関する書籍等の出版事業
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

### ( 種 別 )

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

#### 一 正会員

コンピュータソフトウェアの著作権者（国内における著作権の行使の委任を受けた者を含む）であって、この法人の目的に賛同して入会した者

## 二 賛助会員

この法人の目的に賛同する者

### (入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会員の権利)

第8条 正会員は総会に出席する権利と一箇の議決権を有する。

2 賛助会員は、総会に出席して発言することができる。

### (会費等)

第9条 会員は総会において定める額の入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

### (資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

一 退会したとき

二 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人が解散したとき

三 除名されたとき

2 会員は前項のいずれかの号に該当し、会員資格を喪失した後においても、既に負担した債務についてその履行の責任を免れることはできない。

### (退会)

第11条 会員が、退会しようとするときは、その理由を付した退会届を理事長宛に提出しなければならない。

### (除名)

第12条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

一 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。

二 この法人の会員としての義務を怠ったとき。

三 会費を2年以上滞納したとき

#### 第 4 章 役員及び職員

##### ( 役員 )

第 13 条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 15 名以上 20 名以内
- 二 監事 2 名

##### ( 役員 の 選任 )

第 14 条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で理事長 1 名及び副理事長 1 名以上 3 名以内及び専務理事 1 名を定める。

- 2 理事長及び副理事長は正会員（正会員が法人である場合はその代表者）でなくてはならない。
- 3 理事のうちいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 5 分の 1 を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

##### ( 理事 の 職務 )

第 15 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会及び総会の議決に基づき日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項を除く事項を議決し執行する。

##### ( 監事 の 職務 )

第 16 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または文部大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

##### ( 役員 の 任期 )

第 17 条 この法人の役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務

を行う。

( 役員 の 解 任 )

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

( 役員 の 報 酬 )

第19条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、総会の議決を経て理事長が定める。

( 職 員 )

第20条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第 5 章 会 議

( 理 事 会 の 構 成 )

第21条 理事会は、理事を構成員とする。但し、監事はいつでも会議に出席し意見を述べることができる。

- 2 理事長は、当該会議の目的に鑑み必要と思う者を出席させ意見を述べさせることができる。

( 理 事 会 の 招 集 )

第22条 理事会は、毎年10回以上理事長が招聘する。

- 2 理事長は必要と認めたときはいつでも臨時理事会を招集することができる。
- 3 理事長は理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するには各理事及び監事に通知を発しなければならない。

( 理 事 会 の 定 足 数 )

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。

( 理事会の議決方法 )

第24条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 総会の構成 )

第25条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

( 総会の招集 )

第26条 通常総会は、毎年2月及び6月に理事長が招集する

2 理事長は、理事会が必要と認めたとき、または正会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集の請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、7日前までに、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面を発送しなければならない。

( 総会の議決事項 )

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めたもの

( 総会の定足数等 )

第28条 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 議長の権限 )

第29条 総会及び理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 議長は総会及び理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

( 議事録 )

- 第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印のうえ保存する。
- 2 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

- 第31条 この法人の資産は、次のとおりとする。
- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
  - 二 入会金及び会費
  - 三 資産から生ずる収入
  - 四 事業に伴う収入
  - 五 寄付金品
  - 六 その他の収入

### (資産の種別)

- 第32条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### (資産の管理)

- 第33条 この法人の財産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

### (基本財産の処分の制限)

- 第34条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

### (経費の支弁)

- 第35条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

- 第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出

なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

( 収支決算 )

第37条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減書並びに会員の異動状況書と共に、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

( 長期借入金 )

第38条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

( 新たな義務の負担等 )

第39条 第34条の但し書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

( 会計年度 )

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第41条 この定款は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

( 解 散 )

第42条 この法人の解散は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

( 残余財産の処分 )

第43条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

( 書類及び帳簿の備付等 )

第44条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

一 定 款

二 会 員 の 名 簿

三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

四 財 産 目 録

五 資 産 台 帳 及 び 負 債 台 帳

六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

七 理事会及び総会の議事に関する書類

八 官公署往復書類

九 収支予算書及び事業計画書

十 収支計算書及び事業報告書

十一 貸借対照表

十二 正味財産増減計算書

十三 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

( 細 則 )

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 第14条第1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

|     |                 |           |
|-----|-----------------|-----------|
| 理 事 | (株)アスキー         | 西 彦       |
| 理 事 | アシュトン・テイト(株)    | 富 田 直 美   |
| 理 事 | (株)アートディンク      | 永 浜 達 郎   |
| 理 事 | (株)エム・エー・シー     | 今 西 寛     |
| 理 事 | (株)エー・エス・ピー     | 鵜 澤 幹 夫   |
| 理 事 | (株)光栄           | 襟 川 陽 一   |
| 理 事 | コナミ(株)          | 菱 川 文 博   |
| 理 事 | (株)サムシンググッド     | 坂 本 桂 一   |
| 理 事 | (株)システムソフト      | 樺 島 正 博   |
| 理 事 | (株)ジャストシステム     | 浮 川 和 宣   |
| 理 事 | (株)新学社          | 高 鳥 賢 司   |
| 理 事 | (株)ダイナウェア       | 藤 井 展 之   |
| 理 事 | (株)ティーアンドイーソフト  | 横 山 俊 朗   |
| 理 事 | (株)ブローダーバンドジャパン | 山 本 秀 人   |
| 理 事 | (株)ポニーキャニオン     | 伊 地 知 彬   |
| 理 事 | (株)マイクロキャビン     | 大 矢 知 直 登 |
| 理 事 | マイクロソフト(株)      | 古 川 亨     |
| 理 事 | (株)リード・レックス     | 梶 山 桂     |
| 理 事 | ロータス(株)         | 菊 池 三 郎   |
| 監 事 | (株)新企画社         | 岩 淵 庄 一 郎 |
| 監 事 | (株)電波新聞社        | 平 山 哲 雄   |

- 2 第40条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は法人設立の日から平成4年3月31日までとする。
- 3 従来コンピュータソフトウェア著作権協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 4 第7条の規定にかかわらず、この法人設立と同時に、コンピュータソフトウェア著作権協会の正会員及び準会員であった者は、それぞれこの法人の正会員及び賛助会員となる。